子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十二号

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「助教諭」の下に「、保育教諭、助保育教諭」を、「規定する国立学校」の下に「及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」を、「公立の学校」の下に「（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」を、「が教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第三条第三項第五号中「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する」を削る。

第八条第一号中「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第二号中「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第二項第二号中「が教諭」を「若しくは知事が教諭又は保育教諭」に改める。

附則第三項中「とする」を「とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする」に改める。

（私立学校法施行令の一部改正）

第二条　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「当該都道府県知事」の下に「（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）」を加え、同項第一号中「都道府県知事」の下に「又は指定都市等の長」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の下に「（前項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長）」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第六条中「されている事務」の下に「並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項の表(一)の項中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第百十五条の三第一号中「児童福祉施設等」の下に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加える。

第百二十六条の二第一項第二号中「学校、」を「学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第四条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二項第六号の」を「第二条第二項第七号の」に改め、同項第一号中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二条第七項及び第八項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令の一部改正）

第五条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「事業」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第六条において「幼保連携型認定こども園」という。）において行う教育及び保育の事業を含む。）」を加える。

第六条中「、学校教育施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「ひん繁な」を「頻繁な」に、「ひん度」を「頻度」に、「こえる」を「超える」に改める。

（国有林野の管理経営に関する法律施行令の一部改正）

第六条　国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、同条第五号中「さん橋等」を「桟橋その他」に改め、同条第六号中「地方公共団体」を「前各号に掲げるもののほか、地方公共団体」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第七条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「他の教育委員会」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該教員が属する地方公共団体の長）」を加える。

（旅館業法施行令の一部改正）

第八条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十号中「学校等」を「第一条学校等」に、「見とおす」を「見通す」に改め、同条第二項第六号中「きたさない」を「来さない」に改め、同項第九号中「学校等」を「第一条学校等」に、「見とおす」を「見通す」に、「さえぎる」を「遮る」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第九条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の学校医」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の学校医等」に改める。